

# 幼稚園教育要領の改訂について



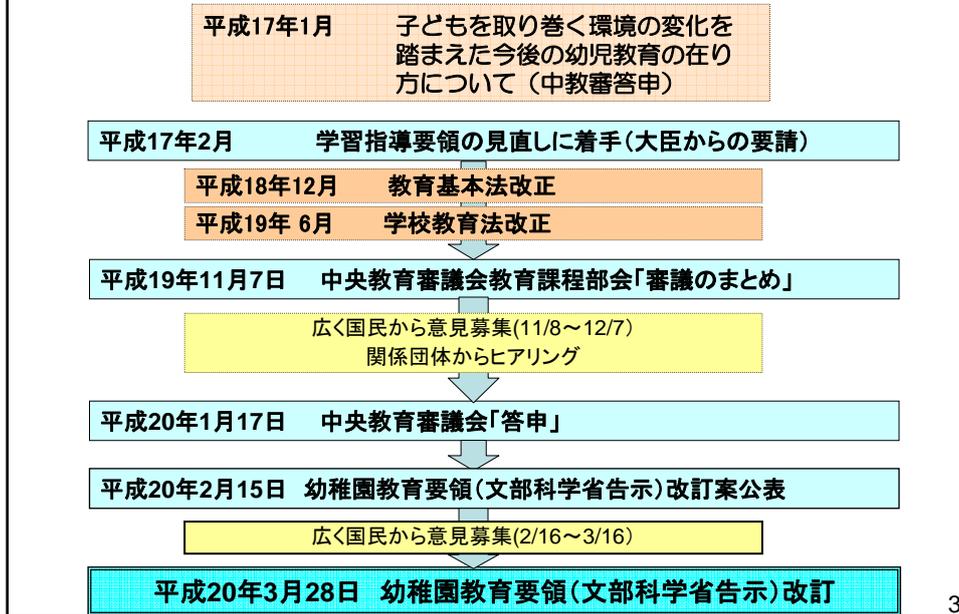
文部科学省・大分県・大分県教育委員会

1

## 幼稚園教育要領 改訂についての これまでの経緯

2

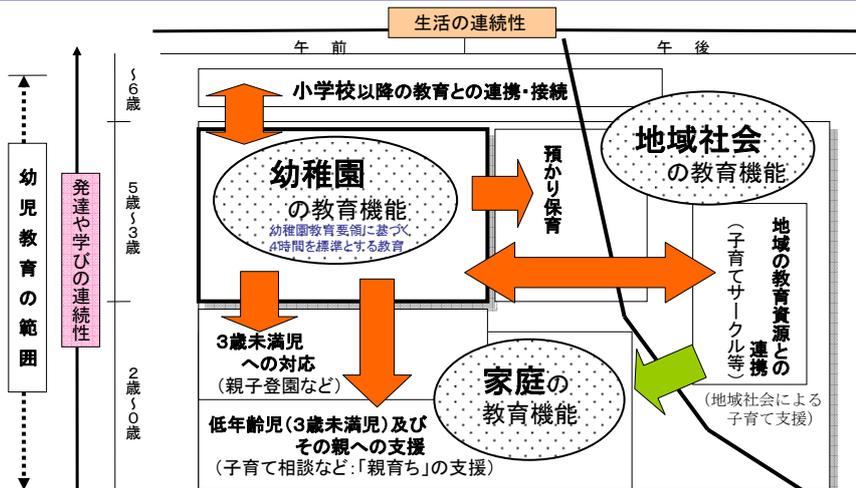
## 幼稚園教育要領改訂についてのこれまでの経緯



3

## 子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について

（幼稚園からみた）幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性の関係（イメージ図）



### 【今後の幼児教育の方向性】

- 家庭・地域社会・幼稚園等施設の三者による総合的な幼児教育の推進
- 幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

4

## 教育基本法 ～幼児教育関係部分抜粋～

(幼児期の教育)

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

要領P. 4

5

## 学校教育法 ～幼稚園の目的・目標～

第22条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第23条 幼稚園における教育は、前条の目的を実現するため、次に掲げる目標達成するよう行われるものとする。

- 1 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 2 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 3 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 4 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 5 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

要領P. 6

6

## 学校教育法 ～子育ての支援・預かり保育～

第24条 幼稚園においては、第22条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

第25条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第22条及び第23条の規定に従い、文部科学大臣が定める。



7

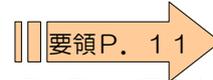
# 幼稚園教育とは？

8

## 幼稚園教育の特質

### 「環境を通して行う教育」を基本とする

- 幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活を展開（幼児は安定した情緒の下で自己発揮をすることにより発達に必要な体験を得ていく）
- 遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること（「遊び」は、幼児にとって重要な「学習」）
- 一人一人の発達の特性に應じること



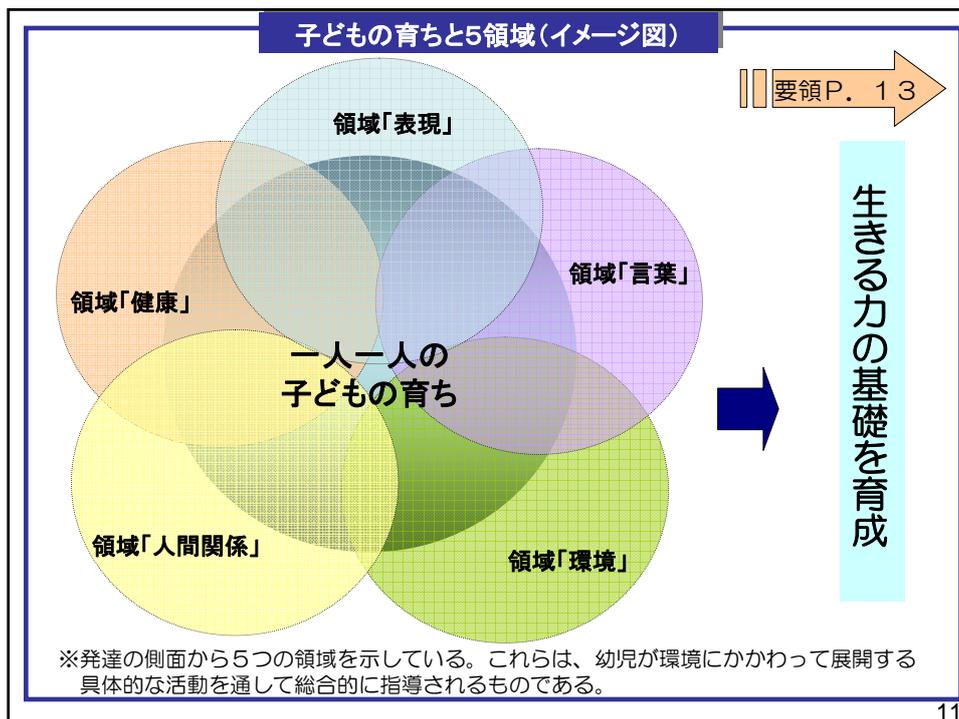
※環境とは物的な環境だけでなく、教師や他の幼児も含めた幼児の周りの環境すべて

9

## 5領域

- 健康**：健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。
- 人間関係**：他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養う。
- 環境**：周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。
- 言葉**：経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。
- 表現**：感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

10



**遊びを通した総合的な指導**  
～ものを転がして遊ぶことを楽しむ～

- \* 様々な斜度、素材で試す
- \* 順番にする
- \* 意見の対立と葛藤
- \* 片付けをする



- \* 転がり方(摩擦・回転など)に関する発見
- \* 互いに観察する
- \* アイデアを出し合う
- \* 友だちに説明する
- \* 友だちに話す

教師は、子どもの知的好奇心、興味や関心を喚起し、子どもと「もの」や「人」、「状況」とのかかわりがより豊かになるように環境を構成し、援助していく。

12

## 幼児の主体性と教師の意図

「幼児の主体性」と  
「教師の意図」とを  
バランスよく絡ませていく



発達に必要な体験

解説P. 21

13

# 幼稚園教育要領の改訂

14

## 幼稚園教育における課題等

- 近年子どもの育ちが変化している
  - ・基本的な生活習慣の欠如
  - ・食生活の乱れ
  - ・自制心や規範意識の希薄化
  - ・運動能力の低下
  - ・コミュニケーション能力の不足
  - ・小学校生活にうまく適応できない
- 幼稚園の機能を生かした子どものよりよい育ちを実現する子育ての支援や預かり保育の教育活動としての適切な実施が求められている。

15

## 幼稚園教育要領改訂の基本的な考え方

旧要領から引き継  
がれた内容

+

改訂内容

幼稚園教育の一層の充実

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、幼稚園教育は、計画的に環境を構成し、遊びを中心とした生活を通して体験を重ね、一人一人に応じた総合的な指導を行うという**基本的な考え方を充実発展させていく。**

16

## 幼稚園教育要領改訂の概要

①

教育課程は  
どこが変わるの？

### 【発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実】

#### —幼小の円滑な接続—

- 幼稚園教育の基本に基づく幼稚園生活により、義務教育及びその後の教育の基礎が培われることの明確化
- 幼稚園と小学校の教師が幼児と児童の実態や指導の在り方について相互理解を深めること、幼児と児童の交流を図ること
- 協同する経験を重ねること(幼児同士が共通の目的を生み出し、協力し、工夫して実現していく)
- 規範意識の芽生えを培うこと(体験を重ねながらきまりの必要性に気づく)

#### —子どもや社会の変化への対応—

- 多様な体験を重ねる中で、それら一つ一つの体験の関連性を図ること
- 言葉による伝え合いができるようにすること
- 友達とともに遊ぶ中で、好奇心や探究心を育て、思考力の芽生えを培うこと
- 体を動かすこと、食に関する活動を充実すること
- 表現に関する指導を充実すること
- 自信をもって行動できるようにすること

### 【幼稚園生活と家庭生活の連続性を踏まえた幼稚園教育の充実】

- 心のよりどころとしての家族を大切にしようとする気持ちが育つようにすること
- 家庭と連携しながら、基本的な生活習慣が身につけられるようにすること
- 家庭との連携に当たっては、保護者の幼児期の教育に関する理解がより深まるようにすること

17

## 幼稚園教育要領改訂の概要

②

教育課程以外にも何か  
変わるの？

### 【子育ての支援と預かり保育の充実】

- 子育ての支援については、相談、情報提供、保護者との登園の受け入れ、保護者同士の交流の機会の提供など、地域の幼児教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること
- 預かり保育については、幼児の心身の負担に配慮すること。その上で次の点に留意すること
  - ・教育課程の活動を考慮し、幼児にふさわしい無理のないものとする。教育課程の担当者との緊密な連携を図ること
  - ・家庭や地域での生活を考慮し、預かり保育の計画を作成すること
  - ・家庭との緊密な連携を図り、保護者の意識を高めること
  - ・地域や保護者の事情とともに幼児の生活のリズムを踏まえること
  - ・適切な指導体制を整備し、教師の責任と指導の下に行うこと

18

改訂前

- 第1章 総則
- 1 幼稚園教育の基本
  - 2 幼稚園教育の目標
  - 3 教育課程の編成
- 第2章 ねらい及び内容
- 健康  
人間関係  
環境  
言葉  
表現
- 第3章 指導計画作成上の留意事項
- 1 一般的な留意事項
  - 2 特に留意する事項

※ 幼稚園教育の目標の削除  
学校教育法23条に、改正された目標が規定されている。

改訂後

- 第1章 総則
- 第1 幼稚園教育の基本
  - 第2 教育課程の編成
  - 第3 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など**
- 第2章 ねらい及び内容
- 健康  
人間関係  
環境  
言葉  
表現
- 第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項**
- 第1 指導計画の作成に当たっての留意事項**
    - 1 一般的な留意事項
    - 2 特に留意する事項
  - 第2 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項**

教育基本法第11条の改正を踏まえ、幼稚園教育の基本に「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること」を規定

要領

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法第22条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

遊びを通じた教育は引き継がれる

幼稚園教育の基本に基づく幼稚園生活により、義務教育及びその後の教育の基礎が培われることを明確化

生涯にわたる教育の基礎を培う

要領

幼稚園は、家庭との連携を図りながら、この章の第1に示す幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない。幼稚園は、このことにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとする。

解説P. 43~46

----- 点線部は旧幼稚園教育要領の幼稚園教育の目標から移動

【預かり保育】

- 地域の実態や保護者の要請を踏まえ、幼稚園の裁量により実施
- 対象者は幼稚園児
- 教育活動の一貫

学校教育法第22条及び第23条、幼稚園教育の基本を踏まえ実施

要領

幼稚園は、地域の実態や保護者の要請により教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動について、学校教育法第22条及び第23条並びにこの章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ実施すること。

解説P. 56

## 【子育ての支援】

- 家庭や地域における幼児期の教育の支援に努める
- 幼稚園の目的の達成に資する

学校教育法第22条

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする

要領

また、幼稚園の目的の達成に資するため、幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めること。|| 解説P. 57

23

## 【食に関する活動の充実】

|| 解説P. 65~66

|| 解説P. 75~76

内容 ● 先生や友達と食べることを楽しむ

内取 ● 次のことなどを通じて、進んで食べようとする気持ちが育つようにする

・ 和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わう

食べ物を目の前で感じ、興味や関心をもち、食べてみたいと思うようになる

・ 様々な食べ物への興味や関心をもつ

● 食に関する活動の際には、幼児の食生活の実情への配慮が必要

例：家庭での食生活、アレルギーなど

24

## 要領

解説P. 65~66

解説P. 75~76

内容(5) 先生や友達と食べることを楽しむ。

内取(4) 健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、幼児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。

25

自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する

## 要領

内容(8) 幼稚園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。

解説P. 68

26

十分に体を動かす気持ちよさを体験



自ら体を動かそうとする意欲が育つようにする

要領

内取(1) 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、幼児が教師や他の幼児との温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として、しなやかな心と体の発達を促すこと。特に、十分に体を動かす気持ちよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。

解説P. 71~72

27

基本的な生活習慣の形成に当たっては、幼児の家庭での生活経験に配慮すること

配慮事項の追加

要領

内取(5) 基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、幼児の自立心を育て、幼児が他の幼児とかかわりながら主体的な活動を展開する中で、生活に必要な習慣を身に付けるようにすること。

解説P. 76

28

(旧要領)

(新要領)

進んで身近な人と

身近な人と親しみ、

かかわり → かかわりを**深め**

要領

ねらい(2) 身近な人と親しみ、かかわりを深め、愛情や信頼感をもつ。

(旧) 進んで身近な人とかかわり、愛情や信頼感をもつ。

解説P. 79

29

【協同する経験を重ねること】

内容 ● 友達と楽しく活動する中で、共通の目的を見いだす

● 友達と工夫したり、協力したりなどする

内取 ● 自ら行動する力を育てる

● 友達と試行錯誤しながら

活動を展開する楽しさを味わう

● 共通の目的が実現する喜びを幼児が味わう

友達と遊ぶ中で、自分達で目的を見いだすなど

協力する  
いざこざや折り合い  
役割分担 等

解説P. 87~88

解説P. 96~97

30

## 要領

内容(8) 友達と楽しく活動する中で、共通の目的を見だし、工夫したり、協力したりなどする。

内取(3) 幼児が互いにかかわりを深め、協同して遊ぶようになるため、自ら行動する力を育てるようにするとともに、他の幼児と試行錯誤しながら活動を展開する楽しさや共通の目的が実現する喜びを味わうことができるようにすること。

解説P. 87~88

解説P. 96~97

31

## 物事をやり遂げようとする気持ちをもつ

いろいろな遊びを楽しみながら  
・教師の適切な援助 等

## 要領

内容(4) いろいろな遊びを楽しみながら物事をやり遂げようとする気持ちをもつ。

(旧) 友達と一緒に物事をやり遂げようとする気持ちをもつ。

解説P. 83

32

教師や他の幼児に認められる体験



自信をもって行動できるようにする

要領

内取(2) 幼児の主体的な活動は、他の幼児とのかかわりの中で深まり、豊かになるものであり、幼児は其中で互いに必要な存在であることを認識するようになることを踏まえ、一人一人を生かした集団を形成しながら人とかかわる力を育てていくようにすること。特に、集団の生活の中で、幼児が自己を発揮し、教師や他の幼児に認められる体験をし、自信をもって行動できるようにすること。

解説P. 94~96

33

互いに思いを主張し、自分の思いが受け入れられず、折り合いをつける体験  
ルールを決めて遊ぶとより楽しく遊べる体験 等

体験を重ねながらきまりの必要性に気づき、自分の気持ちを調整する力が育つようにする

要領

内取(5) 集団の生活を通して、幼児が人とかかわりを深め、規範意識の芽生えが培われることを考慮し、幼児が教師との信頼関係に支えられて自己を発揮する中で、互いに思いを主張し、折り合いを付ける体験をし、きまりの必要性などに気づき、自分の気持ちを調整する力が育つようにすること。

解説P. 99~100

34

## 家族の愛情に気付き、家族を大切にしようとする気持ちが育つようにする

(旧)親 → (新)親や祖父母などの家族

### 要領

内取(6) 高齢者をはじめ地域の人々などの自分の生活に関係の深いいろいろな人と触れ合い、自分の感情や意志を表現しながら共に楽しみ、共感し合う体験を通して、これらの人々などに親しみを持ち、人とかかわることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができるようにすること。また、生活を通して親や祖父母などの家族の愛情に気付き、家族を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。

※ 下線箇所以外の改訂は文言の整理 解説P. 101~102

35

## 他の幼児の考えに触れ、新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わう



他の幼児のしていることを見たり、考えを聞いたりして、刺激を受け、自分の中に新しい考えが浮かぶ等

## 自ら考えようとする気持ちが育つようにする

※「自分なりに考えることができるようになる過程を大切にすること」などは旧要領にもあり

### 要領

内取(1) 幼児が、遊びの中で周囲の環境とかわり、次第に周囲の世界に好奇心を抱き、その意味や操作の仕方に関心を持ち、物事の法則性に気付き、自分なりに考えることができるようになる過程を大切にすること。特に、他の幼児の考えなどに触れ、新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わい、自ら考えようとする気持ちが育つようにすること。

解説P. 114

36

## 【言葉による伝え合い】

伝え合いには2つの要素が必要

- 自分の思いを言葉で伝えること
- 相手の話を興味をもって注意して聞き、次第に理解するようになること

※「言葉を交わす喜びを味わえるようにすること」などは旧要領にもあり

## 要領

内取(2) 幼児が自分の思いを言葉で伝えるとともに、教師や他の幼児などの話を興味をもって注意して聞くことを通して次第に話を理解するようになっていき、言葉による伝え合いができるようにすること。

解説P. 131

37

## 【表現する過程を大切にして自己表現が楽しめるように工夫】

- 遊具や用具を整える 旧要領にもあり
- 他の幼児の表現に触れられるよう配慮

新要領で新たに規定  
他の幼児と一緒に表現活動をしたり、他の幼児の表現を見たり聞いたりして、刺激を受けて、自分の表現がより豊かになる

## 要領

内取(3) 生活経験や発達に応じ、自ら様々な表現を楽しみ、表現する意欲を十分に発揮させることができるように、遊具や用具などを整えたり、他の幼児の表現に触れられるよう配慮したりし、表現する過程を大切にして自己表現を楽しめるように工夫すること。

解説P. 146

38

## 入園から修了までの生活に配慮事項を追加

## ● 入園当初への配慮

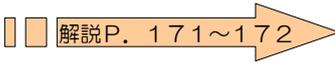
(旧要領)

(新要領)

3歳児の入園 → **入園当初**、特に3歳児の入園

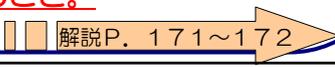
## ● 認定こども園である幼稚園は、入園前の当該認定こども園における生活経験に配慮すること

これまでは家庭と幼稚園との接続への配慮を規定。


 解説P. 171~172

## 要領

- (3) 幼児の生活は、入園当初の一人一人の遊びや教師との触れ合いを通して幼稚園生活に親しみ、安定していく時期から、やがて友達同士で目的をもって幼稚園生活を展開し、深めていく時期などに至るまでの過程を様々に経ながら広げられていくものであることを考慮し、活動がそれぞれの時期にふさわしく展開されるようにすること。その際、**入園当初**、特に、3歳児の入園については、家庭との連携を緊密にし、生活のリズムや安全面に十分配慮すること。また、**認定こども園**（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第6条第2項に規定する認定こども園をいう。）**である幼稚園については、幼稚園入園前の当該認定こども園における生活経験に配慮すること。**


 解説P. 171~172

## 【体験の多様性と関連性】

- 多様な体験をすること
- 一つ一つの体験が相互に結びつくこと

数多くの体験ではなく、  
質的に多様な体験

心を動かされる体験は幼児自身の中に定着し、一つの体験がその後の体験につながりをもつ。例えば、

- ・ 次の活動への動機付け
- ・ 一定期間経た後に新たな活動の中に生きてくる 等

## 要領

- (4) 幼児が様々な人やものとのかかわりを通して、多様な体験をし、心身の調和のとれた発達を促すようにしていくこと。その際、心が動かされる体験が次の活動を生み出すことを考慮し、一つ一つの体験が相互に結びつき、幼稚園生活が充実するようにすること。

解説P. 174~177

41

家庭との連携に当たって、次のことなどを通じて、保護者の幼児期の教育に関する理解がより深まるようにすること

- ・ 保護者との情報交換の機会
- ・ 保育参加 等

幼稚園教育  
幼児の発達の道筋  
幼児とのかかわり方 等

## 要領

- (8) 幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりをもつものであることに留意し、家庭との連携を十分に図るなど、幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるようにすること。その際、地域の自然、人材、行事や公共施設などの地域の資源を積極的に活用し、幼児が豊かな生活体験を得られるように工夫すること。また、家庭との連携に当たっては、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と幼児との活動の機会を設けたりなどすることを通じて、保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるよう配慮すること。

解説P. 183~185

42

## 【特別支援教育の充実】

特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。例えば、

- ・指導についての計画を個別に作成 個別の指導計画
- ・家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成 個別の教育支援計画

## 要領

- (2) 障害のある幼児の指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

解説P. 190~192

43

## 【幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続】

## (旧要領)

幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること

## (新要領)

上記に加え、幼稚園と小学校の連携を規定

- 活動の例
- ・幼児と児童の交流
  - ・教師同士の意見交換や合同の研究会

幼児と児童の実態、指導内容、指導方法等について相互理解を深める等

## 要領

- (5) 幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を図るようにすること。

解説P. 194~196

44

【預かり保育①】

● 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動

夏休みや教育時間開始前などに行っている幼稚園があることを踏まえて改訂

● 幼児の心身の負担への配慮

要領

- 1 地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動については、幼児の心身の負担に配慮すること。また、以下の点にも留意すること。

解説P. 197

【預かり保育② ～留意事項～】

教育課程に基づく活動を考慮し、幼児期にふさわしい無理のないものとなるようにすること



幼児の状態に応じた活動を展開するためには

教育課程に基づく活動と同じ活動の場合もあれば違う場合もある。

預かり保育の担当者と教育課程の担当者の緊密な連携が大切

要領

- (1) 教育課程に基づく活動を考慮し、幼児期にふさわしい無理のないものとなるようにすること。その際、教育課程に基づく活動を担当する教師と緊密な連携を図るようにすること。

解説P. 198

【預かり保育③ ～留意事項～】

預かり保育の計画を作成するようにすること

作成の際

- ・家庭や地域での幼児の生活も考慮
- ・地域の様々な資源を活用しつつ、  
多様な体験ができるようにすること

家庭や地域の生活の中で幼児が体験していることが体験できるよう配慮

要領

- (2) 家庭や地域での幼児の生活も考慮し、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成するようにすること。その際、地域の様々な資源を活用しつつ、多様な体験ができるようにすること。

解説P. 199

47

【預かり保育④ ～留意事項～】

- 家庭との緊密な連携を図るようにすること
- その際、保護者が、幼稚園と共に幼児を育てるという意識が高まるようにすること

要領

- (3) 家庭との緊密な連携を図るようにすること。その際、情報交換の機会を設けたりするなど、保護者が、幼稚園と共に幼児を育てるという意識が高まるようにすること。

解説P. 200

48

第3章 第2 教育課程に係る教育時間の  
終了後等に行う教育活動などの留意事項

【預かり保育⑤ ～留意事項～】

次のことを踏まえ、弾力的な運用に配慮すること

- ・ 地域の実態や保護者の事情
- ・ 幼児の生活リズム

要領

- (4) 地域の実態や保護者の事情とともに幼児の生活のリズムを踏まえつつ、例えば実施日数や時間などについて、弾力的な運用に配慮すること。

解説P. 200~201

49

第3章 第2 教育課程に係る教育時間の  
終了後等に行う教育活動などの留意事項

【預かり保育⑥ ～留意事項～】

- 適切な指導体制を整備
- 幼稚園の教師の責任と指導の下に行うようにすること

要領

- (5) 適切な指導体制を整備した上で、幼稚園の教師の責任と指導の下に行うようにすること。

解説P. 201~202

50

第3章 第2 教育課程に係る教育時間の  
終了後等に行う教育活動などの留意事項

【子育ての支援】

- 相談に応じることに加え、情報提供、親子登園、保護者同士の交流の機会を例示として追加
- 園内体制の整備や関係機関との連携及び協力を配慮

要領

- 2 幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力を配慮しつつ、幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、幼児と保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。

解説P. 202~205

51

解説について

第1章第2節 教育課程の編成

- ・教育課程の評価について記述

解説で追加した  
主な内容

第2章第3節 環境の構成と保育の展開  
(保育の展開における教師の役割)

- ・教師は、幼児理解とともに、幼児の身の回りの環境がもつ特性や特質について日ごろから研究し、実際の指導場面で必要に応じて活用できるようにしておくことについて記述

第3章第2節の2 入園から修了までの生活

- ・外国人や海外から帰国した幼児の受け入れの配慮について記述

52